

復興応援隊員の募集

- 募集人数 若干名 ●活動場所 田村市内
- 報酬 月額 165,000 円 (通勤手当支給、市外からの移住者には賃貸物件を借り上げ住居として貸与)
- 活動内容
 - ・住民の生活再建支援、住民による生きがいづくり、コミュニティ再生活動などの支援。
 - ・住民主体の地域おこし活動の広域展開支援、外部支援者のコーディネート。
- 求める人材像
 - ・普通自動車運転免許を有する方。 ・基本的なパソコンの操作ができる方。
 - ・一定の事務処理力、調整力、コミュニケーション力、書類作成力を有する方。
 - ・地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方。
 - ・住民とともにコミュニティ再構築に取り組み、地域を元気にする意欲のある方。
- 勤務条件
 - ・応援隊業務受託団体の NPO 法人くらスタが雇用し、市が復興支援員として委嘱。
 - ・週休 2 日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。(活動内容により変更)
 - ・労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険完備。 ・雇用契約は平成 31 年 3 月 31 日までとなります。
- 面接日時・会場 申込受付後に案内。
- 申込方法

4 月 2 日 (月) ～ 4 月 17 日 (火) までに指定応募用紙を NPO 法人くらスタに提出してください。※ 消印有効
 応募用紙は田村市復興応援隊のホームページからダウンロードして下さい。
 田村市復興応援隊 <http://tamura-ouentai.org/?cat=15>
 ☎ NPO 法人くらスタ ☎ 090-8569-2311 (火～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分)
 総務部 総務課 ☎ 81-2111

第 7 期田村市観光キャンペーンクルー募集

- 応募期間 4 月 13 日 (金) ～ 5 月 31 日 (木) ●選考人員 4 人以内
 - 応募資格
 - ・満 18 歳以上 36 歳未満の方 (高校生を除く)
 - ・原則として田村市内居住者または市内に勤務されている方。
 - ・観光行事などに随時参加できる方。(会社などに勤務されている方は、事業主の協力が得られる方)
 - 任期 2 年間
 - 賞品 認証状、トロフィー、記念品、副賞 (任期終了時 10 万円。ただし、所得税は差し引いたものとする。)
 - 応募方法

自薦他薦は問いません。必要事項を記入した応募用紙と写真を観光交流課へ持参するか、または送付してください。
 〒 963-4393 田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
 田村市役所 産業部 観光交流課内『田村市観光キャンペーンクルー』募集係
 - 選考会 6 月 17 日 (日) 午前 10 時より市役所にて行います。

選考された方は写真撮影があるため、カジュアルすぎない服装でお越しください。
 ※応募用紙は産業部観光交流課、各行政局産業建設課、各出張所、各公民館にもあります。
- ☎ 産業部 観光交流課 ☎ 81-2136

外国人のための日本語教室参加者募集

- いつ・どこで

都路公民館	4月27日	5月18日	6月1日	6月15日	6月29日	7月13日	7月27日	午後4時～5時30分
常葉公民館	4月22日	5月13日	6月10日	6月24日	7月8日	7月22日		午後1時30分～3時
船引公民館	4月21日	5月12日	6月9日	6月23日	7月7日	7月21日		午前10時～11時30分

※滝根で学習したい方募集! 時間・場所はお問い合わせください。
 - コース 初級…少し日本語が話せる。ひらがな・カタカナが読める。
 - 対象者 市国際交流協会の会員で日本語を勉強したい外国の方
 - 協会年会費 個人会員…2,000 円、家族会員…3,000 円、学生会員…免除
 - 参加費 無料
 - 申込方法 観光交流課まで、お名前と連絡先を教えてください。期間中いつでも参加できます。
- ☎ 市国際交流協会事務局 (産業部 観光交流課内) ☎ 81-2136 FAX 81-1210
 ✉ kanko@city.tamura.lg.jp ※日本語を教えるボランティア募集中! 詳しくは事務局までご連絡ください。

「市民の声受付専用電話」受付方法の変更について

4 月から電話受付方法が変更となりましたのでお知らせします。なお、「市民の声」は電話のほかホームページやメール、FAX でもお寄せいただくことができます。ホームページやメールからの投稿は 24 時間受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

- 変更内容

電話受付について、これまで午前 8 時 30 分から午後 7 時まで対応していましたが、問合せ件数が少ないことから、午後 5 時 15 分から翌 8 時 30 分までの間を録音機による対応とします。
- 受付方法
 - ①ホームページ【URL】
<http://www.city.tamura.lg.jp>
 ※市 HP のトップページにある「市民の声」バナーをクリック。
 - ②電話 ☎ 82-0066
 - ③メール
 ✉ info@city.tamura.lg.jp

☎ 総務部 総務課 ☎ 81-2117

AV 出演強要・JK ビジネス問題

4 月は「AV 出演強要・JK ビジネス等被害防止月間」です。「モデル・アイドルになりませんか」との勧誘により、契約し、同意していないにもかかわらず、アダルトビデオへの出演強要や「JK (女子高生) ビジネス」と呼ばれる営業で、若い女性が性的被害を受ける問題やトラブルが発生しています。性的被害やトラブルにあつたことは、あなたの責任ではありません。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。詳しくは「AV 出演強要・JK ビジネス等被害防止啓発サイト」をご覧ください。
 【URL】 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

☎ 保健福祉部 子ども未来課 ☎ 82-1000
 市消費生活センター ☎ 61-5009
 消費者ホットライン 188
 警察相談専用電話 # 9110
 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
 法テラス・サポートダイヤル ☎ 0570-078374

平成 30 年度協働のまちづくり支援事業

地域の多様な課題の解決に向け、市民活動団体などが創意工夫した取組や、市民が参画する新たな地域間交流の取組を支援します。なお、事業の採択は審査会の選考により決定します。

- 補助対象事業

公共性・公益性のある事業で、地域活性化や課題解決に向けて取り組む新たな事業で、年度内に完了すること
- 補助内容
 - ・1 年目
 4 分の 3 以内で 30 万円以内
 - ・2 年目
 2 分の 1 以内で 20 万円以内
 ※出会いの場創出事業補助金は定額 50 万円以内
- 募集期間

4 月 2 日 (月) ～ 4 月 27 日 (金)
 ※応募される前に総務部 総務課にご相談ください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

☎ 総務部 総務課 ☎ 81-2111

全国で住宅宿泊事業の開始のお知らせ

30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法が施行され、一定の要件を満たせば、住宅を利用して年間 180 日を上限に宿泊事業 (民泊) ができるようになります。住宅での宿泊事業を検討の方は、県観光交流課までご相談ください。

- 住宅宿泊事業が可能な家屋
 - ・生活の本拠として使用している家屋
 - ・入居者募集が行われている家屋
 - ・別荘、セカンドハウスなど
- 届出方法

住宅宿泊事業を行う際は、次の書類を提出する必要があります。原則、インターネットによる提出となります。

 - ・届出書
 - ・登記事項証明書
 - ・住宅の図面
 - ・転貸承諾書
 - ・管理組合の規約の写し など
 詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎ 甲 福島県観光交流課 ☎ 0245-21-7286
 ✉ tourism@pref.fukushima.lg.jp
 FAX 0245-21-7888
 (件名に「民泊」と入れて下さい)

手話講習会受講者募集

手話講習会入門課程修了程度に相当する指文字や自己紹介など、簡単な手話ができる方を対象とした講習会です。手話通訳に関心のある方はぜひご参加ください。

- 回数

全 24 回 (基礎課程)
 基本文法を学習します。日常的な会話ができることを目指します。
- 開講式・第 1 回講座
- 日時 4 月 21 日 (土)
 午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
- 場所 市役所
- 受講料 無料
 ※テキスト代は自己負担

※ 2 回目以降の日程は受講者に直接お知らせします。

- 申込方法

4 月 18 日 (水) までに電話または FAX でお申し込みください。

☎ 甲 保健福祉部 社会福祉課 ☎ 81-2273
 FAX 82-6003



「人工透析患者通院交通費補助」制度拡充

市では、腎臓機能障害で人工透析を受けるための通院交通費の一部 (5,000 円を超えた分) を補助しておりますが、本年 4 月通院分から 4,000 円を超えた分について補助を行います。(ただし、上限額は従前と変わりません。)

☎ 保健福祉部 社会福祉課 ☎ 81-2273

田村市在宅重度心身障害者福祉手当の見直し

重度の障害者手帳をお持ちの方に、在宅状況を確認して毎年支給している「田村市在宅重度心身障害者福祉手当」を平成 30 年度から増額します。障害者に対する手当支給制度の見直しを行い、在宅における負担軽減を図るものです。対象者・申請方法に変更はありません。

- 支給額 (年額)

旧 6,000 円 → 新 10,000 円

☎ 保健福祉部 社会福祉課 ☎ 81-2273